

多可町 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年 1月

多可町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が交通事故により死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において、関係機関が連携して「緊急合同点検」を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議を行い、安全対策を実施してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを継続的・効果的に実施するため、関係機関の連携体制を構築し「多可町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「多可町通学路安全推進会議」（事務局；多可町教育委員会）を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

- ・多可町教育委員会
- ・多可町（生活安全課・建設課）
- ・兵庫県西脇警察署
- ・兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 多可事業所
- ・多可町小・中学校代表校長
- ・多可町PTA協議会

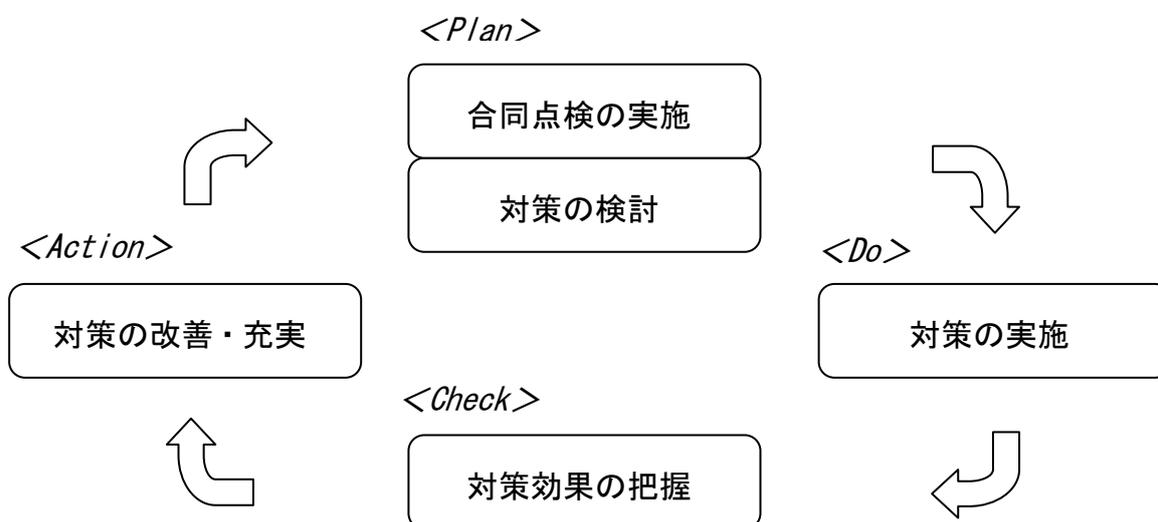
3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を「PDCAサイクル」として繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

〔通学路安全確保のためのPDCAサイクル〕



(2) 危険箇所の把握

毎年、各小中学校へ通学路の重点修繕要望箇所（3箇所以内）の照会を行い、危険箇所の把握を行います（4～8月）。危険箇所の報告は、8月末までに多可町教育委員会に報告します。

(3) 定期的な合同点検

各小中学校から報告があった重点修繕要望箇所を事務局及び関係各課で精査した後、年1回程度の合同点検を実施します。必要に応じて、保護者、地域住民等にも協力を求めます。（9月中）

合同点検実施後、対策が必要となった箇所の対応策（案）の作成を、所掌・所管する関係機関に依頼します。

(4) 通学路安全推進会議の開催

危険箇所への対応策（案）を持ち寄り、通学路安全推進会議においてハード対策（歩道整備等）やソフト対策（交通安全教育等）など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを決定し、関係機関において対策を実施します。（11月中）

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、また児童生徒が安全になったと感じているか、対策実施後の効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、通学路安全推進会議による検証を行い、対策内容の改善・充実を図ります。

(7) 緊急の合同点検

喫緊の課題が生じた場合には、上記の定期的な合同点検に加えて緊急の合同点検を実施します。

4. 箇所図・箇所一覧表の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、対策内容が確定した段階で、小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。